

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第11号

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則（平成17年新潟県規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(廃棄物処理計画等の届出等)	(廃棄物処理計画等の届出等)
<b>第7条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 条例第16条第2項の規定による届出及び報告は、別記第3号様式により、特定アスベスト廃棄物の最終処分が終了した日（最終処分を他人に委託した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第4項若しくは第5項若しくは <u>第12条の5第6項</u> の規定により最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受け、又は同条第5項の規定により最終処分が終了した旨の通知を受けた日）から14日以内に行わなければならない。	4 条例第16条第2項の規定による届出及び報告は、別記第3号様式により、特定アスベスト廃棄物の最終処分が終了した日（最終処分を他人に委託した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第4項若しくは第5項若しくは <u>第12条の5第5項</u> の規定により最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受け、又は同条第4項の規定により最終処分が終了した旨の通知を受けた日）から14日以内に行わなければならない。
5 特定アスベスト廃棄物の処理が他人に委託された場合にあっては、前項の届出及び報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは <u>第12条の5第6項</u> の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条 <u>第5項</u> の規定による通知の内容を出力した書面	5 特定アスベスト廃棄物の処理が他人に委託された場合にあっては、前項の届出及び報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは <u>第12条の5第5項</u> の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条 <u>第4項</u> の規定による通知の内容を出力した書面
(2) (略)	(2) (略)
6 (略)	6 (略)
<b>第3号様式</b> （第7条関係） 特定アスベスト廃棄物処理完了届（報告） (略) 添付書類	<b>第3号様式</b> （第7条関係） 特定アスベスト廃棄物処理完了届（報告） (略) 添付書類
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは <u>第12条の5第6項</u> の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条 <u>第5項</u> の規定による通知の内容を出力した書面	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは <u>第12条の5第5項</u> の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条 <u>第4項</u> の規定による通知の内容を出力した書面
2 (略)	2 (略)

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。